

令和7年10月30日招集

令和7年第8回琴浦町議会臨時会

【諸般の報告】

報告第22号 専決処分について〔琴浦町被災者住宅再建等支援事業助成条例の一部改正について〕

報告第 2 2 号

専決処分について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、
つぎのとおり専決したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

1 琴浦町被災者住宅再建等支援事業助成条例の一部改正について

令和 7 年 1 0 月 3 0 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、
下記事件を別紙のとおり専決する。

記

琴浦町被災者住宅再建等支援事業助成条例の一部改正について

令和 7 年 9 月 2 4 日

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和7年琴浦町条例第32号

琴浦町被災者住宅再建等支援事業助成条例の一部を改正する条例

琴浦町被災者住宅再建等支援事業助成条例(平成16年琴浦町条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表(第3条関係)					別表(第3条関係)				
対象事業	完了期間	対象者	申請期間	交付定額	対象事業	完了期間	対象者	申請期間	交付定額
略					略				
(8) 一部 損壊 世帯 の 居宅 の 補修	略			補修に要する経費(30万円(災害救助法(昭和22年法律第118号)第 <u>4条第1項第7号</u> の被災した住宅の応急修理(以下「住宅の応急修理」という。)を受けることができる場合においては、30万円から当該住宅の応急修理の	(8) 一部 損壊 世帯 の 居宅 の 補修	略			補修に要する経費(30万円(災害救助法(昭和22年法律第118号)第 <u>4条第1項第6号</u> の被災した住宅の応急修理(以下「住宅の応急修理」という。)を受けることができる場合においては、30万円から当該住宅の応急修理の

		ために支出されるべき費用の額を控除した額)を限度とする。)			ために支出されるべき費用の額を控除した額)を限度とする。)
略			略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。